「平和と人権」市民ネットワーク情報 N018-2

事務局発行(℡ 0557-45-1182) http://peaceito.moo.jp 2018.2/19

# 2月25日、山内先生憲法講演会

## ～ひぐらし会館～ 14:00 開演

◆25 日(日)、午後 2 時から山内敏弘先生をお呼びして憲法講演会を開きます。先生は一橋大学名誉教授で、憲法学の権威、「九条の会」の世話人でもあります。安倍首相が執念を燃やす憲法九条改正が、日本の社会と国民の生活にどんな影響を及ぼすかを語っていただきます。

**チケット(500 円)は岩上書店(53-0051)、文泉堂書店(37-2970)に置いてあります。当日入場も可です。**

■安倍首相は 1 月 30 日の衆議院予算委員会で、自衛隊の存在を憲法に明記しても、「フルスペック(制約のない)の集団的自衛権は**認められないのではないか**」と答弁しました。他方では、2 月 7 日の同委員会で、仮に自衛隊明記案が国民投票で否決されても、自衛隊の合憲性は変わらない、とも答弁しています。

◎国民投票で承認されても否認されても現在の自衛隊が何も変わらないのなら、わざわざ 800 億円ものお金をかけて国民投票をする必要があるのでしょうか。首相は九条加憲への抵抗を少なくするために意図的にウソをついています。

◎加憲の条文案も作られていない段階で、どうして「フルスペックの集団的自衛権は認められない」といえるのでしょうか。発動要件を限定する条文案を示す意図もないのに、「認められないのではないか」といった主観的な推測を述べ、国民を欺くことは許されません。

◎国民投票で自衛隊加憲が否認されたら、集団的自衛権もまた否認された、とみるべきでしょう。安倍加憲の狙いが集団的自衛権の合憲化であることの論理的な帰結です。

右に引用する 2 月 14 日の答弁には彼の本心が良くあらわれています。こういう首相のもとで自衛隊が合憲化されたらこの先どうなるでしょうか。

2/15

首相〝先制攻撃が圧倒的有利〟

安倍晋三首相は14日の衆院予算委員会で、「専守防衛」を堅持するとしながら「専守防衛は純粋に防衛戦略として考えれば大変厳しい。相手からの第一撃を事実上甘受し、国土が戦場になりかねない」と述べました。自民党の江渡聡徳議員への答弁。

〝専守防衛 厳しい〟

〝長距離巡航弾は必要〟

首相は、命中精度の向上など軍事技術の進展を挙げて「ひとたび攻撃を受ければ、回避することは難しく、先に攻撃した方が圧倒的に有利になっているのが現実だ」などとのべ、事実上、先制攻撃の可能性にまで踏み込みました。

さらに、「現状では自衛隊は相手の脅威の中に入って対応せざるをえない」として「相手の脅威の圏外から対応できるスタンド・オフ・ミサイル(長距離巡航ミサイル)は必要不可欠だ」と強調しました。

# 2/3「憲法、ミニ学習会 in 池」を開きました。

**(1)参加者 29 人**

前の日に池に雪が降り、大室山は雪化粧をしていました。一週間前に降った雪は溶けないまま道路の端に積みあがっていました。悪路、寒さ、その他の悪条件で、参加者は 20 名を下回るかもしれない。そんな予想を胸に臨みました。が、心配は杞憂でした。「市民アクション」会員を中心に 29 名の人が会場に足を運びました。初めて参加した人が半数の 14 人を占め、そのうち地元の池・八幡野地区から参加した人が 10 名でした。誘う側も、地域で開くことを口実に参加要請しやすいということがあります。「ネットワーク」の賛同者でありながらこれまで全く面識のなかった K さんに連絡をとり、参加していただきました。地域で開くことでその地域に住む人とつながるチャンスが生まれました。憲法学習会を地域単位で開くことの意味はこうした点にもあると思います。

**(2)学習会の内容**

秋藤さんの開会の挨拶に始まり、加藤さんの「自衛隊ってなあに？」という講話に入りました。加藤さんの話は参加者の感想にあるように「言葉・音量が明確でわかりやすく、伝えたい意志がひしひしと伝わ(って)」きました。自衛隊を論じる人は多いが、根拠法である自衛隊法を知る人は意外に少ない。加藤さんは、自衛隊が国民ではなく国家の安全を守るための組織であること、そのために必要なら国民に土地・家屋、物資の提供を強制できること、を具体的な条文に基づいて指摘されました。また、前身である警察予備隊の創設命令は日本文ではなく英文で書かれていた事実を紹介され、参加者は驚きました。アメリカへの従属はこの時に始まっていたわけです。参加者との問答を交えたわかりやすい話で、45 分の授業（？）はあっという間に終わりました。

その後、休憩を挟んで質疑応答。25 分の予定が 40 分に延びました。それでもまだ皆さん言いたりない様子でした。自衛隊が憲法に書き込まれると、一体どうなるのか、どう変わるのか、もっともっと学習したい。そんな雰囲気を感じました。それだけ皆さん、9 条加憲への不安を強く持っていらっしゃるのだと思います。

**(3)これから**

三回目の「憲法、ミニ学習会」を終えました。今後、四回目、五回目と続けていく予定です。課題としては、テーマの設定から参加者組織を含め、それぞれの地域の主体性というか、イニシアチブがもっともっと発揮されるような取り組みができれば良いと思います。「ミニ学習会」の先に、地域独自の日常的な「ミニ、ミニ学習会」を展望できるような学習会が実現できないものでしょうか。

並行して、3000 万署名に本格的に取り組む段階にきていると思います。「伊東市民アクション」が音頭を取って、街頭署名のプランを立て実施したい。また、加盟団体単独の街頭署名に便乗してもいい。また、一斉署名活動のキックオフ的な意味を込めて、署名数の集約をしながらこれまでの経験を交流する場を持ってもいいかもしれません。いずれにしても、学習と運動を両輪として改憲反対の運動を進めていきたいと考えます。

(文責　三好康昭)

# メガソーラー建設、新局面へ

◆八幡野に建設予定のメガソーラーをめぐって、ここ 10 日ばかりの間に重要な動きがありました。

(1)2 月 7 日、観光会館別館に 300～400 人(新聞、テレビ報道)の住民が参加して、第二回建設反対住民大会が開かれました。実行委員会では、市内全域のメガソーラー立地図を用意し、この問題が八幡野だけではなく、伊東市全体に関わることをアピールしました。議員の他に、ジオパーク関係者や元伊東市文化財審議委員会会長などがスピーチに立ち、伊東の景観を破壊することや河川氾濫の危険を訴えました。集会の最後に「伊東の美しい山と海を守るため、今こそ市民が声を上げる時。住民の意思を示し、市長を先頭に市議会、住民が団結してメガソーラー建設に反対するために総力を尽くす。」との大会決議を採択しました。

↑　2 月 8 日付け、伊豆新聞より

(2)2 月 13 日、伊東市議会は臨時会を開いて、佐藤聖さんが提出したメガソーラー設置規制条例案を審議しました。小野市長は議会に対して、市当局も 3 月に条例案を提出するので、本条例案は「制定の必要はないものと考えている」との意見書を提出しました。意見書は、佐藤案のうち汲むべきものがあれば取り入れる、という趣旨を含んでいません。住民請求に対する市長の消極姿勢は明らかです。議会は佐藤さんの条例案を市当局のそれと合わせて審議するため継続審査とすることに決めました。が、どちらの条例案が可決されても、八幡野メガソーラー建設の着工を阻止することはできません。

(3)2 月 16 日、小野市長は事業者に対して宅地造成規制法による開発許可を出しました。かねて予想された通り、小野市長は事業者に開発許可を与えました。理由は法律で定められた技術的な基準を満たしているから許可せざるを得ない、というものです。伊豆新聞は市長の心境を「断腸の思い、悔しさを痛感」と見出しをつけ報じています。市長は「国策でどうしようもない」と弁解しています。まるで、「ことが終わった」かのような口ぶりです。素人考えでも、ことは終わっていません。検討すべき問題がいくつもあります。

第一に、宅地造成規制法の審査手続きに瑕疵がなかったかどうか。市内の開発業者ならだれもが順守する市の土地利用指導要綱に事業者は従っていません。法律的な強制力がないから、ということで申請をしなくて済むなら、同要綱は有名無実と化します。

第二に、「技術的な基準を満たしている」かどうかを第三者がチェックできるように、許可書を公開すべきです。

第三に、市長は森林伐採について、知事に対して意見具申が出来ます。(森林法 10 条 6 項)。「断腸の思い」が単なる修辞でないというなら、伊東市民の生命と財産の安全を守る立場から、「開発に反対である」とはっきり意見を伝えるべきです。

第四に、小野市長はどのような意見を県に伝えたかを市民に明らかにすべきです。「白紙撤回を貫く」と選挙で公約した以上、当然の責任です。

なお、伊豆新聞によると市長は許可に当たって、いくつかの「条件」を事業者につけたそうです。たとえば「工事中に事故や災害が発生した場合は速やかに市長に報告」。他の「条件」もそうですが、どれも当たり前のことで、「条件」と呼べるようなものではありません。

第五に、県に対する働きかけがあります。県の「森林における開発行為の許可に関する指導要綱」にはこう書かれています。

・第３条： 許可申請者(事業者のこと)は……周辺自治会の理解を得るように努めなければならない。
・第６条
第１項：許可申請者は周辺自治会に対して開発行為の内容及び開発行為により生ずる周辺地域の生活環境への影響について周知を図るものとする。
第２項：前項の場合において、許可申請者は意見書を周辺自治会から徴するように努めること。

この規定により、自治会から意見書が提出されない状態で森林伐採の許可をしないように県に要請することができます。業者はこの定めも「指導要綱」なので、強制力がなく従わなくても良いというでしょう。が、それは本末転倒で、指導要綱に従いえない特段の事由がなければ要綱に拘束される、と考えるべきです。それでなければ、「指導要綱」の意味がありません。

◆市長の許可を受けて、反対団体は直ちに抗議声明を発しました。別紙(or 添付)をご覧ください。裁判で争うことも含めて、運動はこれからです。なお、声明中の反対団体名欄に、「平和と人権」市民フォーラム@伊東(有志)、とあるのは、正しくは「平和と人権」市民ネットワーク@伊東(有志) です。

## イベント案内 (詳しくは同封のチラシをご覧ください)

### 〔安倍改憲の疑問に答えるシンポジウム〕

・とき…3 月 24 日(土)、午後 1 時開場、1 時半開演
・ところ…伊豆の国市　韮山時代劇場大ホール
・パネリスト…小川原里夏氏(弁護士)、平井和子氏(一橋大学非常勤講師)
馬場利子氏(放射能測定室主催)、小池清彦氏(新潟県加茂市長)
・主催…安倍改憲の疑問に答えるシンポジウム実行委員会
・連絡先…055-978-8292(室伏)、055-987-2814(仁杉)
090-5009-3640(堀)